

平成30年度全国高等学校総合体育大会 三重県高校生活動地区推進委員会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、平成30年度全国高等学校総合体育大会三重県高校生活動推進委員会規程5条第3項の規程に基づき、三重県高校生活動地区推進委員会の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(名称)

第2条 この会は、平成30年度全国高等学校総合体育大会三重県高校生活動地区推進委員会（以下「地区推進委員会」という。）と称する。

(目的)

第3条 地区推進委員会は、平成30年度全国高等学校総合体育大会三重県高校生活動推進委員会（以下「県推進委員会」という。）と連携し、地区における高校生活動の推進を目的とする。

(業務)

第4条 地区推進委員会は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 活動計画の作成
- (2) 地区単位の活動実施
- (3) 県推進委員会の活動への参加・協力
- (4) 三重県実行委員会又は会場地市町実行委員会からの要請活動の実施
- (5) その他、会長が必要と認める事項に関する事

(組織)

第5条 地区推進委員会は、三重県高等学校体育連盟の支部単位（北、中、南）に設置する。

(委員)

第6条 地区推進委員会委員は、地区内の各学校推進委員会の委員長、顧問及び三重県高等学校体育連盟地区常任理事とし、三重県実行委員会会長が委嘱する。

(役員)

第7条 地区推進委員会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 三重県高等学校体育連盟地区常任理事1名
- (2) 委員長 生徒1名
- (3) 副委員長 生徒2名

2 生徒役員の選任は、生徒委員による互選とする。

(役員職務)

第8条 会長は、地区推進委員会の責任者として、会務を総理する。

2 委員長は、地区推進委員会を代表し、活動を統括する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(任期)

第9条 委員の任期は、地区推進委員会の目的が達成されるまでとする。

(会議)

第10条 地区推進委員会は、必要に応じて会長が招集し、議長は委員長がこれにあたる。

附 則

この規程は、平成28年6月8日から施行する。